事務連絡

令和３年３月　３日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事　山　崎　篤　男

第５６回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた

基本的対処方針の変更等について

　平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策についてはご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和３年２月２６日に開催された第５６回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を除く１都３県に変更されることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、国土交通省から内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室にて発出された各通知（緊急事態宣言区域変更、催物の開催制限、施設の利用制限、テレワーク等の推進）がまいりました。

つきましては、引き続き貴会会員の皆様に対し、周知・ご協力方よろしくお願いいたします。

以　上